

制定 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 5 月 12 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

都市整備部の所管する公の施設の指定管理者運営評価方針

1 評価の目的

指定管理者制度のマネジメントを通じて、指定管理者制度導入の目的（住民サービスの向上・経費の効率的な活用）がどの程度達成されているかを検証し、結果に基づき指導・助言を通じて制度導入目的の達成度を高めていく。

2 評価組織

（1）評価主体

目黒区付属機関の設置に関する条例に基づき設置した目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会が指定管理者の行った管理運営業務を評価する。

（2）評価対象施設

評価委員会が評価対象とする施設は、指定管理者制度を導入した都市整備部の所管する全ての公の施設とする。（別紙 1 参照）

（3）評価委員

目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会要綱に基づき選出された委員（別紙 2 参照）により行う。

3 指定管理者による自己評価

前年度に行った評価基準を基本とし、指定管理者が自己評価を行う。ただし、新たな指定管理期間の初年度に関しては、選定評価の評価項目を可能な範囲で反映することとする。

4 指定管理者によるアンケート調査

（1）目的

- ①利用者ニーズの把握（意見、要望等）
- ②運営に関する利用者の評価の把握（満足度）

（2）実施主体

指定管理者

5 区の評価組織による総括評価

(1) 評価方法

指定管理者の行った管理運営業務を評価する方法は、施設ごとに評価基準を作成し、①当初の提案内容どおりに事業が実施されたか、②それにより適切な住民サービスが提供されたかなどを、指定管理者から提出された事業報告、自己評価書やアンケート結果などを基に目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会が評価を行う。

具体的には、評価基準の項目別に評価点を出したうえで施設ごとに総合点を算出し評価を行う。

また、指定管理者の業務の遂行状況及び実績を確認するため、必要に応じて現地調査を実施し、調査結果を評価結果に反映する。

(2) 評価基準

前年度に行った評価基準を基本とする。ただし、新たな指定管理期間の初年度に関しては、選定評価の評価項目を可能な範囲で反映することとする。

(3) 審議

指定管理者の役員に就任等している委員は、当該評価案件に係る議事から除く。

(4) 評価に係る報告書及び内容

①事業報告書

ア 利用実績、イ 管理業務の実施状況、ウ 利用状況の分析報告、エ 収支決算書、

②自己評価書

③アンケート結果

④次年度事業計画等及び改善提案等

※指定管理期間の最終年度の運営評価については次年度事業計画及び改善提案の審議は除く。

(5) 評価結果の取扱い

①運営評価委員会の評価結果に基づき、評価単位ごと所管で意思決定する。

②評価結果を基に指導・助言事項を整理し、改善に向けて指定管理者と協議を行う。

6 公表

(1) 公表の目的

ア 指定管理者制度の導入結果の検証

イ 指定管理者の運営結果の情報開示と検証

(2) 公表の方法

7月を目途に区ウェブサイトにより公表する。

(3) 公表の内容、範囲

ア 評価結果

イ 事業報告書等

ウ 利用者アンケートの結果

7 運営評価の今後のスケジュール

5月～6月 運営評価委員会による評価報告

7月 評価結果公表

評価対象施設一覧

施設	施設内訳
目黒区営住宅等	区営住宅、区民住宅、従前居住者用住宅、三田地区整備住宅
目黒区立自転車等駐車場	
碑文谷公園ポニー園	
駒場公園茶室、和室	
駒場野公園デイキャンプ場	

目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会委員

	構 成
委員	学識経験者（法律に関する有識者）
委員	学識経験者（経営に関する有識者）
委員	学識経験者（都市計画、都市施設基盤に関する有識者）
委員	都市整備部長
委員	街づくり推進部長

委員長及び委員長職務代理者については、目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会要綱で規定する。